

兵庫県留置施設視察委員会の意見報告書

1 活動状況（令和5年度）

視 察 状 況	22留置施設を視察
会 議 回 数	3回（令和5年6月、令和6年1月、令和6年4月）
被留置者との 面 接 回 数	9留置施設において9名の被留置者と面接

2 留置施設視察委員会の意見及び留置業務管理者の講じた措置

留置施設視察委員会の意見	留置業務管理者の講じた措置
<p>○ 被留置者の特性に配慮した対応による事故の未然防止</p> <p>持病、疾病などにより医療を必要とする被留置者や高齢の被留置者等に対する体調確認や動静の監視を徹底し、これら被留置者の特性に配慮した対応を行い留置事故の未然防止が望まれる。</p>	<p>左記意見を踏まえ、引き続き以下の措置を適切に講じることとした。</p> <p>新規留置時に被留置者の持病、疾病等を把握し、体調不良の際は、直ちに診療護送や救急要請を行って、適切な医療措置を受けさせる対応を執る。</p> <p>また、高齢者や身体の不自由な被留置者対策として、洋式トイレへの変更工事を進めるとともに、浴室内の滑止め設置による転倒防止措置等を行い、更には先端技術を駆使した動静監視システムの導入を検討する。</p> <p>看守勤務員に対しては、ケアマネジャーによる介助方法の講習等を受講させ、高齢者等の特徴に応じた対応を修得させる。</p>

○ 看守勤務員の負担軽減への配慮

看守勤務員のモチベーションを高め、業務負担を軽減することが、ひいては被留置者の適正処遇の向上に寄与することとなることから、引き続き業務の合理化の推進や執務環境の改善、計画的な休暇の取得、カウンセリングの受診などの積極的な取り組みが望まれる。

左記意見を踏まえ、引き続き以下の措置を適切に講じることとした。

看守勤務員に対する褒賞制度の拡充や計画的な休暇の取得推進、庁舎全体の空調工事等により、勤務員の士気の高揚と勤務環境の改善を図る。

また、看守勤務員に任用されて間もない者を対象にした学校教養にストレス対処法に関するカリキュラムを導入するとともに、職員相談や部外の相談機関を周知させるなど、公私を問わず悩み事を相談できる環境を構築して、勤務員の心理的負担を軽減させる取り組みを継続する。